



事業所の消防団活動への理解・協力について

地域防災室

○ 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害でも、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事し、その活動は高く評価され、地域の不可欠な存在であり、地域防災の中核を担っております。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続けており、平成26年4月1日現在（速報値）で、約86万4千人となっており、10年前の平成16年4月1日の約91万9千人に比べ、約5万5千人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

○ 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団に占める被雇用者団員の割合は、平成26年4月1日現在（速報値）で、10年前の平成16年4月1日現在の69.7%に比べ2.6ポイント増加し、72.3%となっており、団員の被雇用者の割合が高い水準で推移しています。

このため、消防団活動を維持していくためには、事業所の消防団への理解や協力が非常に重要となっております。

○ 消防団協力事業所制度について

消防庁では、平成18年度から消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等における制度の導入促進を図っています。特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進する等の協力は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものです。

平成26年4月1日現在、47都道府県の1,046市町村で本制度を導入済みであり、消防団協力事業所数は10,425事業所となっています。

本制度を未導入の市町村におかれましては、本制度の趣旨を御理解いただき早急に制度導入していただけますようお願いいたします。

○ 消防庁の取組み

消防庁では、

- ・消防団協力事業所制度未導入市町村への制度導入の働きかけ

- ・消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優遇の全国へ普及促進の働きかけ
- ・従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
- ・経済団体等への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮などについて依頼）

などを実施し、事業所の消防団活動に対する理解・協力を求めています。

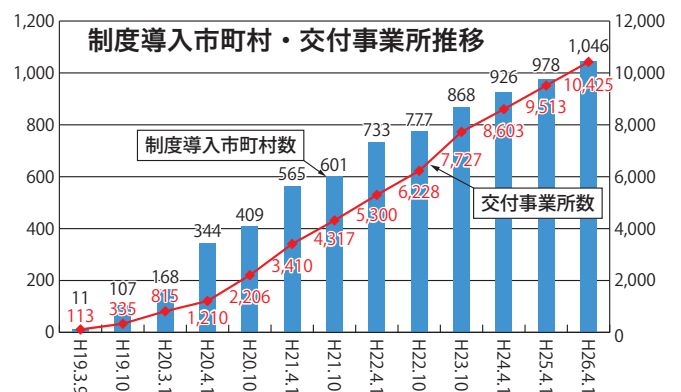
○ 地域で消防団を応援する事例

全国では、地域で消防団を応援する取組みが行われているところがあります。

松山市では、地域のために活動する消防団員を社会全体で応援しようということで、IC機能付きの消防団員証を市内の応援事業所で掲示すると、割引等の優遇措置を受けることができるシステムを導入しております。

また、消防団員はもとより、日頃から消防団活動に対して理解いただいているご家族などの同伴者についても割引を受けられます。現在の応援事業所数は、飲食店を中心に220店舗と年々増加しています。団員からは、士気が高まった、との声が聴かれるとのこと。

今後も、消防団活動について一層の御理解・御協力をお願いいたします。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室
消防団係 伊藤係長、小山田
TEL：03-5253-7561